

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調査者研修修了番号

SK2021186

S2023048

③施設名等

名称：	花園精舎
施設長氏名：	照井 真哉
定員：	40名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市吉田五丁目15番14号
T E L：	072-962-2132
U R L：	https://h-seisha.com
【施設の概要】	
開設年月日	1949/4/20
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 花園精舎
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	10名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	27名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事資格
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	医師(嘱託医)
上記有資格職員の人数：	#REF!
有資格職員の名称（カ）	1名
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	居室28室（小規模グループケア5ユニット・地域小規模1ユニット）
施設設備の概要（イ）設備等：	リビング・ダイニング、親子訓練室、心理療法室
施設設備の概要（ウ）：	多目的室
施設設備の概要（エ）：	交流ホール

④理念・基本方針

理念	- 生活しやすい環境 子ども達と職員が、力を合わせて、皆が生活しやすい環境であること - 安定した衣食住の提供 生活感のある衣服、温かい愛情のある食事、家庭のように愛情のある居室を子ども達へ提供すること - 明るい学園 子ども達や職員が、常に笑顔で明るく楽しく、互いに支え合える学園にすること
基本方針	- 子ども達の人権養護につとめます - 子ども達と職員との心の交流につとめます - 子ども達の養護と自立に向けて職員一同努力します

⑤施設の特徴的な取組

・花園精舎は、昭和4(1929)年に、照井眞鏡氏が司法大臣の許可を得て青少年保護団体「花園精舎」を創設し、青少年教化事業を開始したことを嚆矢とし、その後、昭和24年に児童福祉法に基づく養護施設に、また昭和27年に厚生大臣の許可を得て社会福祉法人花園精舎に移行し、幼児棟の新設、地域小規模児童養護施設開設など順次施設を拡充し現在に至っており、河内の中心・東大阪市吉田の地に根付いた児童養護施設として、90年以上の長きにわたり地域の社会福祉の拠点施設として重要な役割を担っている。

・当施設は、東大阪市のほぼ中心に位置し、私鉄の最寄駅まで徒歩7～8分、鉄道乗り継ぎにより大阪市の難波・梅田にも30分～40分で到達できる交通至便な位置にある。2019ラグビーワールドカップの舞台の一つとなったラグビーの聖地・花園ラグビー場はすぐ近く、東側には生駒山・信貴山の山並みを仰ぐ緑にも恵まれた静かな住宅地の中に位置している。小学校は施設の東隣、幼稚園・中学校も徒歩10分圏内、緑豊かな子ども達の遊び場であるラグビー場公園は徒歩3分、図書館やプラネタリウムなど知的好奇心を刺激する学習施設にも恵まれ、大きな病院が近隣に複数あるなど、子ども達の安全・健康な成長を見守るには相応しい社会環境にある。

・本体施設は4階建てで児童定員は34名、至近距離にある地域小規模児童養護施設の一戸建住宅「なでしこ寮」は定員6名、定員合計40名の施設に、2歳～18歳の児童39名が共同生活を行っている。国が目指す社会的養護の中長期の基本方針として、施設の小規模化・地域分散化、家庭的養護の推進が示されており、当施設でもこの方向性に沿って、平成27年に地域小規模児童養護施設「なでしこ寮」を開設、平成31年4月の本体施設の全館建替にあわせて1つの建物の中に定員7名の5つの小規模ユニットを作り、家庭的な要素を採り入れたユニット制の新園舎に改築するなど、ハード面でも先進的な取組を行っている。

・職員は常勤30人・非常勤10人(令和6年4月現在)、合計40名の充実した体制で、施設の自主行事、ユニット単位の行事、子どもと職員との1対1でのキメ細かな個別外出行事等を子ども達と一緒に企画・実施を行い、子ども自身が様々な経験・体験を重ねて社会の一員として成長できるよう努めている。また、地域の老人ホームとの交流会、地域の福祉施設との合同運動会、地元神社の夏祭りや秋祭りにも毎年参加するなど、地域に開かれた社会福祉施設として子ども達の幅広い交流ネットワークも維持している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2024/5/16
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2024/10/21
前回の受審時期(評価結果確定年度)	令和3年度

⑦総評

○特に評価の高い点

①国の中長期の基本方針を踏まえた先進的な対応

・施設の小規模化、地域分散化、家庭的養護推進といった国の児童養護の中長期の基本方針に沿って、地域小規模施設の開設(平成27年)、本体施設の全面建替えに併せた小規模ユニット制によるグループケア方式への移行(平成31年)を着実に進めきめ細かな家庭的ケアが着実に根付いている。さらに、家庭的養護推進計画による令和7年度からの小規模グループケアでの1ユニットの定員引下げに対応した小規模ホーム増設に向けた対応を進めるなど、施設整備に着実かつ先進的な対応を行っている。

②ITシステムを活用したリアルタイムの情報共有と効率的な業務遂行の体制が確立

・施設のオールユニット化以降の各ユニットの孤立と密室化を防ぐため、児童福祉施設専用の経過記録システム「チャイルドノート」を導入し、施設全体で共有すべき子ども達の生活の経過記録・通院記録など養護・支援に必須の経年的情報や、施設内の重要な会議の記録等がリアルタイムで施設長以下全職員が共有できるしくみを整えており、業務の効率化にも寄与している。

③職員を大切に作る働きやすい職場

・職員の年齢は若く独身者も多いが、ベテランの職員の指導のもとユニット内でのOJTが有効に機能し支援技術が継承されている。職員のスキル・経験や職種に応じた外部研修・内部研修のメニューも充実しており、職員のスキルの現状、職員が自発的に希望する研修メニュー、法令改正の理解の必要性等も考慮し、毎年の定期的な研修計画に反映されている。

・有給休暇はほぼ完全取得に近く、勤務時間の多様なバリエーションの設定、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した各種休業休暇制度、職員のモチベーションアップ・一体感の醸成に向けた各種の福利厚生行事、貴重な福祉人材の確保・定着に向けた奨学金返済貸付制度など、職員を大切に作る福利厚生施策が充実しており、働きやすい職場が実現している。

④子どもの満足度も高い

・子ども達へのアンケートでも、施設・食事・職員の接し方・プライバシー尊重など全ての項目について肯定的な回答が多く、特に「施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていますか」96%、「ここでの暮らしは、あなたのプライバシーは守られていますか」92%、との結果が出ており、子ども達は楽しい・話しやすい・大切にしてくれる、など満足度の高いものとなっている。

○改善を求められる点

①事業計画の保護者への周知

・子どもの入所時や施設行事の実施時に保護者に対して事業全般の説明や施設の運営方針の説明を行っているものの、事業計画そのものは周知していない。当施設の事業計画は、業務全般を網羅する内部の業務規範の色合いが強く、全体のボリュームも大きいので、簡単な事業計画の要約版を作成してホームページに掲載する、施設の掲示板に貼りだすなどの方法で、保護者が事業計画を目に見えるようにすることを望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

社会的養護を必要とする子ども達にとって、施設でありながら家庭と同じような生活や職員が保護者と同じような関わりが求められています。子ども達が、施設生活において「大切にされている、楽しい、プライバシーが守られている、話しやすい等」と言う意見や評価全体も真摯に受け止め、今後も子ども達が引き続き継続した生活を送る事が出来るように全職員で協力・連携しながら今まで以上に子ども達に寄り添い支援を行っていききたいと思います。

子ども達と同様に保護者に対しても今まで以上に誠意を持って接し丁寧に説明等も行い、保護者にもより安心してもらい、任せてもらえるように施設運営にも努めたいと思います。

また、職員育成において、新任・若手・中堅・ベテラン職員の個々の能力を融合させて、チームワークに努め、今後もより働きやすい職場環境を目指して風通しの良い職場作りにも努める事により、各職員が大切にされている実感を持つ事で、常に子どもの目線で子どもファーストで利用している子ども達に対して取り組んでいきたいと思っています。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 ・理念、基本方針は児童養護に関わる者としての使命をわかりやすく簡潔に表現したもので、施設紹介のしおり、法人・施設のホームページ、毎年度の事業計画の冒頭部分にも記載され、施設に関わる内外の関係者に広く周知されている。 ・年度始めの4月の職員会議での新年度の事業計画の説明に併せて、理念・基本方針も全職員にプロジェクターを活用して簡潔に説明されており、職員が日々の重要な心構えを改めて自問自答する良い機会となっている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 ・施設長は、当施設の経営トップとして、毎月開催される児童施設部会(メンバーは大阪府、子ども家庭センター長、各児童福祉施設の長)に出席し、国の児童福祉に係る政策の動向や、国・大阪府の社会福祉事業全体の最新の動向について具体的に把握し、設備投資・要員確保・適正運営等経営判断に活かしている。 ・施設の小規模化、地域分散化、家庭的養護推進といった国の児童養護の中長期の基本方針に沿って、地域小規模施設「なでしこ寮」の開設(平成27年)、施設の全面建替えに併せて大舎制から5ユニットの小規模グループケアの居室構成に見直す(平成31年)など、着実かつ先進的な対応を推進している。 ・地域の社会福祉関係者や保護司である理事・監事の人脈や、子育て短期支援事業・ショートステイ事業等で恒常的な連携関係にある東大阪市・八尾市等自治体との密接なネットワークを通じて、地域の潜在的な支援ニーズの情報も適宜的確に把握している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 ・法人の理事会・評議員会では、毎年度の事業計画・予算・設備投資計画、前年度の事業報告・決算、重要な規定の変更のほか賃金・福利厚生制度の改定等、経営上の重要事項について付議されており、法人の「現況報告書」にも電子情報として公表されている。これら法人として重要な意思決定・報告の内容は、毎月の「職員会議」「主任・リーダー会議」で職員にも周知されている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 ・中・長期計画は、法人運営の基本理念(組織統治・法令遵守・説明責任・人的資源充実等)をベースに、施設の理念や基本方針との整合、子どもの権利擁護・自立支援を中心とした生活支援計画、国の方針に沿った施設整備計画、人材確保・育成計画といった大きな枠組みで、向こう3年先～10年先の施設運営を俯瞰した形で構成されている。 ・児童養護施設は措置入所が基本であり、効率化・標準化に馴染みにくい多様な子どもの生活支援が求められるため、定量的な数値目標の設定が難しい、といった特性はあるものの、施設整備計画については令和7年度からの国の家庭的養護推進計画における小規模グループケアの1ユニットの児童定員の引き下げ(現行7名→6名)に対応した地域小規模児童養護施設の増設について具体的な計画を公表している。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 ・単年度の事業計画は、中・長期計画の「施設整備」「人材確保・育成」の大枠の項目に沿って、業務全般を網羅する形で構成されており、勤務体制・食育計画・研修計画・行事計画・日々の日課・各種委員会構成と役割など、職員にとってわかりやすい各論的な記述となっている。 ・多様な子ども達の生活支援については、定量的な目標の設定は難しいが、毎年度の事業報告書では、事業計画の項目に沿って定性的な評価ではあるものの、計画の実施結果・評価と反省・課題認識等が記述されている。 ・事業計画の実施結果と評価が事業報告書に記述されているが、令和5年度事業報告書で記述された課題---愛着障がいの子どもの支援、経験年数が浅い職員のサポート、退所児童のアフターケアの難しさ等---への具体的な対応が、令和6年度事業計画には継続課題という形では取り上げられていない。事業計画→事業報告書→次年度事業計画のサイクルにPDCAを回している姿がよくわかるような記述の構成を望む。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 ・事業計画を構成する児童の自立支援、施設整備、関係機関との連携、人材の確保・育成等のそれぞれの具体的取組については、毎月の職員会議、主任・リーダー会議や、月2回のユニット会議、3カ月に1回行事・食育・研修の各委員会で計画の実施状況をフォローし、都度、施設全体で必要な改善が迅速に図られるしくみが出来ている。 ・事業計画は法人の意思決定のルールに則り、毎年2月の理事会、3月の評議員会に付議され決議されている。 ・年度始めの4月の職員会議で新年度の事業計画の説明が行われているが、職員向けのプロジェクターによる説明のためのビジュアルなシートや計画全体を要約した説明シナリオを用意して、わかりやすく簡潔に説明されている。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】 ・事業計画は勤務体制・食育計画・研修計画・行事計画・日々の日課・各種委員会構成と役割など、業務全般を網羅する形で構成され内部の業務規範の色合いが強く、全体のボリュームも大きいため、事業計画自体は子どもや保護者には周知していない。 ・子どもの入所時の保護者への事業全般の説明や、保護者にも参加の案内をしている施設行事実施時のコミュニケーションを通じて施設の運営方針の説明を行っているが、事業計画自体は周知していない。簡単な事業計画の要約版を作成してホームページに掲載する、施設の掲示板に貼り出すなどの方法で保護者が事業計画を目に見えるようにすることを望む。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】	

・職員は「職員セルフチェック」シートを事務室の壁や事務机等に貼り付け、毎日終業時に「笑顔」「子どもとの関わり」「コミュニケーション」「体調」「引継ぎ・報告・連絡・相談の確認」について自問自答することを習慣としており、サービスの品質向上に向けた日常的な改善活動が根付いている。 ・事業計画に基づく養育・支援の実施状況を組織的にチェック・改善検討・対策共有をはかる場として、毎月1回の「職員会議」「主任・リーダー会議」「給食会議」、毎月2回の「ユニット会議」、3カ月に1回の「行事・食育・研修の各種委員会」が設置されており、会議・委員会で議論された内容は議事録とともに職員に周知されている。 ・定期的な自己評価として児童養護施設に年1回評価が義務付けられている「社会福祉施設運営 自己点検・自己評価表」に基づき、職員処遇・利用者支援・食事提供・会計管理の各評価項目ごとに自己評価を行い、大阪府に提出している。最新の令和6年7月1日付で提出した評価表では、評価対象項目の全てについて「できている」としている。 また、第三者評価機関による評価を令和3年度、令和6年度(今回)に受審している。		
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
【コメント】 ・組織的な改善検討・対策共有をはかる場としての職員会議や主任・リーダー会議などの定例会議や行事・食育・研修等の定例委員会が設置されており、その場で議論された資料や議事録は全て職員に周知されている。 ・職員は毎朝、ユニット単位でミーティングを実施し、当日の行動予定、前日からの引継事項、子どもの動き、改善の取組事項、その他情報共有すべき事項について、副施設長・総括・主任・リーダー・児童指導員・保育士・栄養士が参加して、情報共有・サービスの目線合わせを行っている。前日以前の子どもの特記事項については、日誌(電子ファイル)にすべて入力され、施設長以下職員全員が情報にアクセスできるシステムが整備されている。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
【コメント】 ・施設長は、毎月の「職員会議」や「主任・リーダー会議」に出席して、子ども達や職員の処遇方針を自らの言葉でわかりやすく説明を行っている。毎年度の事業計画や指導計画が周知される4月の職員会議ではプロジェクターを活用して簡潔な説明シナリオで丁寧に周知を行っている。 ・外部の関係機関向けに発行している「HANAZONO JOURNAL」(年1回、年初に発刊)では、施設長の新年ご挨拶メッセージのなかで、施設を取り巻く最近の課題と、それに対する施設トップとしての方針について簡潔明瞭に表明している。 ・事業計画の中の「業務分担」には、施設長の職務として施設運営・児童養護の統括、人事労務・安全衛生管理、苦情解決責任者が明記されているとともに、危機的状況発生時の施設長への各種報告の連絡ルートも定められている。		
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
【コメント】 ・施設長は大阪府・市の児童福祉関係の行政機関・事業者等で構成される児童施設部会に毎月出席し、児童福祉を取り巻く社会環境や法令改正の動向を把握するとともに、2年に1回開催される「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」(全国社会福祉協議会、全国乳児福祉協議会ほか主催)に出席し、経営マネジメント能力や指導力・情報発信能力の強化と併せて遵守すべき法令の理解を深める良い機会としている。 ・中・長期計画には法人運営の基本理念として、「コンプライアンス(法令遵守)の徹底」を謳うとともに、施設管理・児童処遇・職員処遇に係る各種規定にも法令・ルール・各種諸規定を守ることが明記されている。 ・民法改正に伴う成人年齢の引き下げに対応し、職員や子ども達の金銭的被害防止を考慮し、令和6年3月の施設内研修に金融関係者を講師に招き、金融授業を実施している。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
【コメント】		

・当施設は入所児童も職員もともに40名程度で、子ども達の個性や特徴も、職員と子どもとのつながりもよく見渡せる家族的な雰囲気であり、施設長は会議や委員会の場合だけでなく、常日頃から現場に飛び込んで子ども達や職員から話を聞くことに心がけている。施設長は経験年数の浅い職員が多いことから、各ユニット間の職員の連携・協力がサービス品質向上のキープポイントであると考えており、職員にはこの観点からの指導に重点を置いて取り組んでいる。

・施設長が最も自己研鑽・専門性の向上に努めていることは、「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」で習得した経営マネジメント能力や指導力、情報発信能力の向上に向けた実践的な取組である。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

・令和6年7月から職員のモチベーションアップ、長期雇用のインセンティブ付与のため、自身の奨学金を返済している職員に対する返済額の貸付・5年継続勤務時の返済免除を骨子とする奨学金返済貸付制度を導入した。この制度導入のきっかけは働きやすい職場環境・福利厚生制度を追求する施設長の「職員を大切にする」姿勢が第一であるが、制度設計において法人が契約している社労士・会計士等のアドバイスも大いに参考にした、とのことである。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

a

【コメント】

・中・長期計画に人材確保の基本方針として、採用＝国の配置基準をベースとした退職者補充による採用、待遇改善＝インフラ整備・福利厚生制度整備、研修＝キャリアアップ・資格取得支援、人事配置・異動＝キャリアパスを通じた適材適所の人事配置、の大枠の方針を明記している。これを受けて職員の確保と人材育成、職員の専門性の向上の取組方針を年度の事業計画に明記している。

・人材確保の方策として、大学への求人、大学・短期大学・専門学校からの実習生の受入れ、ボランティアの受入れを基本方針としている。令和5年度の実習生受入実績は13校から合計31名、令和6年度の実入計画では11校から合計32名の予定となっている。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

a

【コメント】

・「期待する職員像」は、中・長期計画の「組織が求める職員像」、事業計画の「組織が求める職員像」、指導計画の「職員としての心構え」に、思いやり・愛情・チームワーク・前向き・キャリアアップを共通キーワードとした形で記載されているが、それぞれ期待する項目数や文章のニュアンスが若干異なる部分が見受けられるため、職員が座右の銘にしやすいように形式や記載内容の統一を望む。

・「職員賃金等規程」の別表には、職種・号数(格付)ごとの給与額、職種・学歴免許別の初任給格付表等を明記、職員の格付ごとの給与額も一覧表で明確にされており、頑張って評価・格付が上がった場合の昇給額が一目でわかる形となっている。

・令和6年度から導入した人事考課システムは、評価尺度として「職務の品質」「コミュニケーション能力」「問題解決能力」「チームワーク」「能力の伸長」のほか、「主体性」「子どもとの関係」「安全管理」「清掃意識」「業務理解度」「養育意識」「権利養護意識」「労働時間管理」などを設定し、それぞれの項目ごとの自己評価(電子シート)に基づき、上司が職員とのヒアリングを通じて多面的な視点から評価を行うことで公平性・納得性を担保し、毎年の人事考課を通じて個人個人の成長にフィードバックさせるシステムとなっている。

・令和6年7月から実施した「奨学金返済貸付制度」は、職員のモチベーションアップ、長期雇用のインセンティブ付与に向けた処遇改善策のひとつとして、職員とのコミュニケーションで把握した意見要望に基づき、社労士・会計士等のアドバイスも大いに参考にして制度化したものであり、人材確保・処遇改善への意欲的な姿勢が窺える。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

・事業計画の業務分担では、労務管理に関する責任体制として、施設長＝人事労務管理・安全衛生管理・苦情解決責任者、副施設長＝給与・社会保険・現任研修・衛生推進者、総括＝勤務表作成、と明記している。

・有給休暇については、労働基準法の定めに従い、勤続年数ごとの付与日数、取得手続、有給休暇のうちの5日についての職員の時期指定による確実な取得等、職員就業規則に明記している。

有給休暇の取得状況はほぼ完全取得に近い状況である。

・中・長期計画の「人材確保の基本方針」に、「待遇の改善(給与、休暇等)や働きやすい職場環境づくり(風通しが良く相談しやすい職場づくり、快適な建物・設備等)を通じて、人材の確保及び定着を図ります。」と明記、また、指導計画の「職員処遇について」にも職員のメンタルヘルスへの対応方針を明記している。

・職員のモチベーションアップ・帰属意識や一体感の醸成に向けた福利厚生行事として、4月の新任職員歓迎会、5月・8月の友好団体とのソフトボール大会、11月の職員旅行、12月の職員納会など、全職員を対象にした行事を定期的に実施している。

・非常勤職員(10名)には保育士・栄養士・臨床心理士等それぞれ専門の担当業務は子どもの年齢に応じた生活時間も考慮し、早出勤務、遅出勤務、宿直勤務など勤務時間のバリエーションを多様に設定しているほか、法改正に対応した育児休業制度・介護休業制度・介護休暇・子の看護休暇の詳細なルールを「育児・介護休業規程」に定めており、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。

・福祉人材の確保・定着の観点から、令和6年7月から奨学金返済貸付制度を導入するなど、先進的な福利厚生の取組を行っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【コメント】

・「期待する職員像」は、中・長期計画の「組織が求める職員像」、事業計画の「組織が求める職員像」、指導計画の中の「職員としての心構え」に、思いやり・愛情・チームワーク・前向き・キャリアアップを共通キーワードとした形で記載されている。

・毎年5月と11月に個別面接の形で職員ヒアリングを実施し、5月は前年度目標に対する自己評価と当年度の施設の目標・方針を踏まえた目標の設定、11月は取組状況の中間評価を行い、取組状況に対して職員と上司の共通認識を図るとともに、サービス品質向上や自己のスキルアップのインセンティブの機会としている。職員ヒアリングの結果は、職員面談記録として保存・活用されている。

令和6年度から導入の人事考課システムでは職員の自己評価を項目別にレーダーチャート化し、自己の強み・弱みを可視化するとともに、施設の求める業務品質・業務スキル等をより明確化したが、このデータも年2回の職員ヒアリングに活用することとしている。

②

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

・「期待する職員像」は、中・長期計画の「組織が求める職員像」、事業計画の「組織が求める職員像」、指導計画の中の「職員としての心構え」に、思いやり・愛情・チームワーク・前向き・キャリアアップを共通キーワードとした形で記載されている。

・職員に求める専門技術・専門資格等について、事業計画の「職員の専門性の向上」、指導計画の「児童処遇」の中での「子どもの権利養護」や「改正児童福祉法を踏まえた施設長等の措置」等の中でも記載されている。

・毎年度の職員研修の検討は「研修委員会」において、各ユニット毎に選任された委員が中心になって、研修計画の検討・立案、研修結果のフォロー・改善検討等を3カ月に1回実施している。

③

19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

・職員教育・研修は、施設独自で実施する内部研修と、地域の児童福祉に関わる施設が共同で実施する「河内会」の研修会(河内地区児童福祉施設連盟主催)や行政機関が実施する集合研修等の外部研修をその柱としている。 ・「河内会」研修会では、新任職員研修会、給食研修会、栄養士研修会、心理士研修会、事務職員研修会など、職務別や知識・技術水準別の研修会が定期的に行われ、施設での職員のスキルアップのベースとなっている。 ・内部研修では、「研修委員会」で研修テーマ・講師等を検討し、施設の職員のスキルの現状、職員の研修希望メニュー、法令改正を踏まえた共通理解の必要性等を考慮し、独自の研修を実施している。令和5年度は外部講師を招いて、「Z世代の特徴」「アドボカシー制度」「成人年齢引下げに対応した金融授業」など、時宜に叶ったユニークな研修も取り入れた。 ・主任・リーダークラスは、基幹的職員研修やスーパービジョン・スーパーバイザー研修も受講しており、キメ細かな職員の指導・育成に活かしている。		
---	--	--

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
【コメント】		
・中・長期計画の「人材確保の基本方針」に、学生の施設実習やボランティアの積極的な受入れを明記するとともに、事業計画にも実習生の積極的な受入れと職員確保・育成につなげる方針を明記している。 ・指導計画には実習生指導、ボランティア(学生)指導の基本的な考え方を明記、毎年、大学・短期大学・専門学校の合計約10校・30名程度の実習生をほぼ毎月、恒常的に受入れていることから、効率的に実習を進めるため、オリエンテーション資料や研修教材を整備している。 ・実習終了後は、実習生から感想や今後の実習への要望を報告書形式で提出してもらって、今後の実習の改善に活かしている。実習生を送り出す学校側との研修プログラムの連携は行っていないが、毎年、恒常的に実習生を派遣している学校とはスケジュール調整段階から研修内容について意思疎通を行っている。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
【コメント】		
・法人の理念、基本方針、施設の概要は、施設紹介のしおり、法人・施設のホームページ、毎年度の事業計画の冒頭部分にも記載され、施設に関わる内外の関係者に広く周知されている。法人の定款や過去数年度の計算書類、前年度・当年度の理事会・評議員会の開催状況等も電子データで公開されている。 ・地域の社会福祉関係者や保護司である法人の理事・監事や、2名の第三者委員の人脈や、子育て短期支援事業・ショートステイ事業等で恒常的な連携関係にある東大阪市・八尾市等自治体関係者とのネットワークを通じて、地域社会の関係者に対し施設の存在意義や役割、施設の整備・運営方針など、恒常的に情報を発信している。 ・外部の関係機関向けに「HANAZONO JOURNAL」を年1回、年初に発行し、外部の関係機関に対し、施設を取り巻く最近の課題やそれに対する施設トップとしての方針、主要な行事の実施結果と成果等について情報発信を行っている。		
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
【コメント】		
・「管理規定」に施設長・副施設長・主任・児童指導員等の職責、文書の取扱・管理、非常災害時の対応の方針等を明記するとともに、事業計画の業務分担には職位ごとの具体的な分担業務を明記し、毎年、職員に周知している。 ・外部の会計士や社労士と契約し、法人の内部統制に係る日常的な指導・助言、計算書類の適正性の定期的なチェック等に有効に活用している。 ・奨学金返済支援制度等、新しい福利厚生制度の導入や、法改正に対応した就業規則・賃金規程の改定においても、社労士のきめ細かなアドバイスを得ている。 ・外部の第三者委員2名が入る第三者委員会は年3回開催され、主に「意見箱」に投函された子ども達の意見・要望の内容と施設としての対応状況を報告し、意見を求めるなど、外部目線での養育・支援の適正性のチェックに活用している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。 ① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	第三者 評価結果 a
【コメント】 ・事業計画の「3.継続して取り組む課題 (3)関係機関との連携・協力体制の確立」の中で、子ども達の養育に係る児童相談所(子ども家庭センター)との連携、子ども達の学習や防災に係る学校・地域との連携、子育て支援・ショートステイ事業に係る市町村との連携、などの地域社会と事業との関わりの基本方針を明記している。 ・当施設の子ども達は、地域の子ども会活動や夏祭り・秋祭りに積極的に参加したり、小学校の校庭開放の際にも友だちといっしょに参加したり、地域の子ども達との交流に努めている。 ・子ども達が通う小学校の校長先生の協力を得て、新しく赴任された教諭を中心に小学校と当施設との交流会を年1回、定期的に開催し、児童養護施設で生活を送る子ども達の理解に努めている。 ・年1回、5月に当施設内で子どもまつりを開催し、当施設の子どもの友だちのネットワークを活用して地域の子ども達を招待し交流を深めている。 ・当施設の活動に対し、地域の企業・団体・個人多数から寄付・寄贈を受けており、年度毎の寄付・寄贈者の一覧と施設からの感謝のメッセージを「HANAZONO JOURNAL」の末尾に掲載しており、地域で愛され評価され地域に根ざした児童福祉施設である証左と考えられる。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 ・中・長期計画の「人材確保の基本方針」に、ボランティアの積極的な受入れを明記するとともに、指導計画にもボランティアへの適切な指導による将来の福祉人材育成の方針を明記している。 ・本件調査を行った8月時点では学校が夏休み期間ということもあり、現役の小学校の先生と短期大学の学生の計2名をボランティアとして受け入れており、子ども達と一緒に遊んだり、学習サポートを中心に関わっていた。 ・当施設としては、ボランティアは将来の実戦的な福祉人材の確保・早期育成に有効であると考えており、SNSによる子ども達のプライバシー情報を拡散させることの無いようボランティアの指導に気を配っている。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。 ① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 ・事業計画の「3.継続して取り組む課題 (3)関係機関との連携・協力体制の確立」の中で、子ども達の養育に係る児童相談所(子ども家庭センター)との連携、子ども達の学習や防災に係る学校・地域との連携、子育て支援・ショートステイ事業に係る市町村との連携、など地域の関係機関との連携の基本的な枠組みを明記し、毎年4月の職員会議での事業計画の職員への周知のタイミングで職員間で情報の共有化が図られている。 ・このうち子ども達の養育に連携が不可欠な児童相談所(子ども家庭センター)とは定期連絡会を開催し、相互理解に努めている。 ・民法改正に伴う18歳成人対応として、軽度知的障がいのある子どもの進路について、市福祉事務所や自立支援センターと連携をはかり、自立に支障となる環境の排除等について慎重に対応している。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 ① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 ・当施設の持つ機能の地域への還元について、当施設ができる最大の貢献は、蓄積してきた様々な境遇の子ども達の養護・支援の経験・ノウハウの活用であると考えており、様々なチャンネルを通じた子育てのアドバイスを行っている。 ・市町村と連携したショートステイや一時保護での保護者からの子育ての相談については関係機関と連携し、都度、迅速な対応を行っている。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】	

・国の児童養護の中長期の基本方針である施設の小規模化、地域分散化、家庭的養護推進の方針に沿って、本体施設の小規模ユニット化、地域小規模児童養護施設の開設等、着実かつ先進的な対応を推進してきたが、令和7年度から国の家庭養護推進計画において小規模グループケアでの1ユニットの児童定員が引き下げられ(現行7名→6名)、当施設の本体施設の定員も引き下げられることとなった。この対応として、地域小規模児童養護施設を1ホーム増設することとし、すでに候補となる家屋(借家)を選定済みであり、この方針は中・長期計画にも明記している。国の方針に迅速かつ着実に対応する姿勢は大いに評価できるものとする。 ・地域の自治会に参加し、地域の防災訓練にも参加している。災害時には一次避難所となる隣接する小学校と連携して地域の防災拠点としての役割を担えるよう支援の準備を整えることとしている。 ・当施設の子ども達は、地域の夏祭り・秋祭り、地域の福祉施設合同運動会、老人ホームとの交流会などに参加し、また、当施設の子どもまつりや園庭開放行事では地域の人々を招くなど、一市民として地域行事に汗を流し交流を深めており、地域コミュニティの活性化に地道に貢献している。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
・年度始めの4月の職員会議では、施設の発足の経緯、理念・基本方針・倫理綱領等をプロジェクターを利用して分かりやすく説明をし職員の理解につなげている。 ・事業計画には人権擁護、人権侵害の防止に「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知を図ることとしており、研修計画にも組み込んでいる。 ・人権擁護のためのチェックリストによる自己点検をしているが、さらに定期的な状況把握をし評価検証をする事を望む。		
	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
・就業規則、事業計画にプライバシー保護についての姿勢・責務を明記し、研修計画にも組み込んでいる。 ・当施設は出来る限り良好な家庭的環境（生活）を通じて基本的生活習慣の確立を目指すことを中・長期計画に掲げ、施設のオールユニット化を実現し、プライバシーに配慮した養育支援を行っている。居室は幼児を除き全個室である。 ・書類の管理、支援対応のあり方、共用部分の使い方などきめ細かくプライバシーへの配慮がされている。 ・保護者への配付物にもプライバシーや個人情報保護の取り扱いについて説明がなされている。 ・プライバシーへの配慮についての職員の意識は高く、実践されているが、規程・マニュアルの更なる見直しを望む。		
(2)	養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
・基本方針・目的に加え、当施設の全容や特徴をカラー写真で掲載した見やすく、理解しやすいパンフレットを用意している。 ・入所予定の保護者へは当施設での生活や決まり（養育・支援）を分かりやすく説明した別の印刷物を渡し説明をしている。 ・ホームページには最新情報を載せ、見学希望者への対応も行っている。		
	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】		

- ・支援開始時に子ども家庭センターから連絡を受け連携を取りながら、入所手続きにおいて、子どもや保護者に運営方針を分かりやすく説明をし納得して生活できるように配慮している。
- ・当施設では入所受け入れ時の保護者・子どもへの対応をルール化し、子ども達には日課の説明と共に何事も自分から選択出来ることを説明し、職員の支援のもとで自主性を身に付けさせることを尊重している。
- ・職員は意思決定が困難な子どもや保護者に意見表明権を保障するために、アドボカシー制度の実践的な運用に関する研修を受けている。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

- ・措置変更、家庭への移行などに当たり、家庭支援専門相談員を配置し、養育・支援の進め方についてはルール化されている。
- ・就職先、自立居住先からの連絡を受けて関係機関と話し合い、当施設を退所した後の医療面や仕事面でアフターフォローを続けている子どもがいる。
- ・子どもの退所時に、今後困った時には引き続き相談に乗ることを口頭で伝えているが、相談方法や窓口担当者等について記載した案内文書を退所者向けに準備することを望む。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

- ・ユニット化になり、職員は子どもの生活の変化を察知したり、対面で話し合う時間も多くなり、コミュニケーションが良好で子どもの満足感や困りごとが把握しやすい状況にある。
- ・困りごとは日々の日誌(電子ファイル)に入力することでリアルタイムで全職員に共有され、ユニット会議を経て職員会議の議題として検討する仕組みが出来ている。
- ・アンケートでも子ども達から満足度の高い回答が得られているが、子どもの満足度を把握する継続的な仕組みと、分析検討した結果をもとに子どもと共に話し合う場の設置を望む。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

- ・業務分担で苦情対応責任者を施設長と定めている。苦情解決には外部の第三者委員の客観的意見も踏まえた解決策を導く仕組みも出来ている。
- ・意見箱を各フロアーに置き、子ども達から出された意見に対して定期的に第三者委員も交えた検討会を行っているが、現在苦情的なものよりも意見・要望がほとんどである。
- ・意見箱への投函は無記名としているが、ユニット単位でまとまった記名による個人的要望が多いので、当施設での検討した結果を記名者それぞれに返している。
- ・保護者等も対象にした苦情カードの配布やアンケートの実施を期待する。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

- ・ユニット化により、日常生活は職員との身近な関係が築けているため、子ども達の日々の心の揺れや動き、信頼や不承知などの態度を把握しやすく、相談と意見の傾聴で解決することが多い。
- ・さらに進んで日常生活の中では把握できない悩みや相談事があることも考慮し、自発的に相談や意見を出させるための工夫を検討するよう期待する。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

・倫理綱領に「入所児童やその家族からの苦情・相談に対しては、誠意をもって適正に対応する」と明示している。 ・意見箱を活用して無記名で気軽に意見・要望を出せることを伝えている。 ・子ども達から出された相談や意見は、毎朝のミーティングで全職員に共有され、内容に応じて総括・副施設長・施設長まで迅速に伝えられる仕組みが出来ている。 ・出された相談や意見は、口頭での伝達のほか、日々の記録がチャイルドケアシステムに蓄積され、施設長以下全職員のパソコンからリアルタイムで把握することが出来、迅速な対応につながっている。 ・現実的には相談や意見に対する迅速な対応が出来ているが、対応の手順をマニュアル化し全職員で共有することを望む。		
--	--	--

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		a

【コメント】

・事業計画に「リスクに対応する危機管理体制づくりに努める」と明記している。 ・危機管理マニュアル・防災マニュアルを作成し、事業計画にも危機管理やBCPの担当者を明記し、全職員に周知している。 ・毎月、職員会議の議題にヒヤリハットの報告も組み込み、リスク要因の認識共有をはかるとともに、内部研修にも組み込んで、子ども達の安全・安心な生活環境の向上につなげるように努めている。 ・検討の結果、実施した事故防止策・安全確保策については、その効果を年度末に分析・評価し、継続・見直しについて次年度計画に反映している。		
---	--	--

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
---	--	---

【コメント】

・業務分担で副施設長を衛生推進者と定めている。 ・感染症対策マニュアルを作成して全職員に周知し、施設全体で取り組む感染症予防や安全確保に関する研修を行っている。 ・コロナ感染症を予防するために、室内の換気を徹底して行っている。 ・施設長は、子どもも職員もコロナ対策を継続していく過程で予防の大切さを学び、感染症対策への意識が高いと感じている。 ・東大阪市や大阪府の感染予防対策講習会を積極的に受講し、当施設の対策に反映している。		
--	--	--

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。		a
---------------------------------------	--	---

【コメント】

・事業計画にも危機管理・BCPの担当者を明記している。防災マニュアルを作成し、災害時の対応体制を定めている。 ・令和6年度版「事業継続計画」(BCP)を策定し、各種災害の予防・発災時の対応を定めるとともに、消防総合訓練・避難訓練も定期的に実施している。 ・安全確認にはビジネスチャットアプリを利用し、全職員に周知されている。 ・食料の備蓄類リストを作成し、調理場と各ユニット毎に備蓄場所を定めて管理している。		
---	--	--

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。		a

【コメント】

・指導計画を作成し、児童処遇・職員処遇・健康衛生管理について定めている。 ・指導計画の冒頭に権利擁護・プライバシー保護の姿勢を記載し、文書の隅々からもその強い姿勢が窺える。職種別研修にも組み込んで周知徹底を心掛けている。 ・毎年2月の職員会議には1年の実施状況の総括をし、次年度計画に反映している。		
---	--	--

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
------------------------------------	--	---

【コメント】		
・主任・リーダー介護、職員会議で各学期毎に自立支援計画の実施状況をまとめ、年間の総合評価を行うこととしている。 ・年間の総合評価表をもとに、施設長・副施設長・総括・主任・ユニットリーダーを交えた会議を持ち、2月に評価・見直しを行ったうえで次年度の自立支援計画表に反映させている。 ・特に高学年の子どもの自立支援計画の見直しには、現状の支援の評価を踏まえ、今後の支援の有り方について十分話し合い、子ども自身や保護者の意見を反映するように望む。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
・業務分担では自立支援計画の策定は児童指導員・保育士と定めている。 ・今年度の自立支援計画票では、子ども本人・家庭・保育所や学校等地域の機関のそれぞれの支援上の課題と短期目標を明確にしたうえで、それぞれの項目について評価する形となっている。この評価には子ども家庭センターや保育所・学校からの情報、医療の経過、心理士からの報告も十分考慮している。 ・支援困難ケースについては、子ども家庭センターや児童精神科医師を交えて、子どもの成長に応じた支援のあり方について、支援学級か支援学校のどちらが良いのかも含めて相談している。 ・自立支援計画票の見直しにあたっては、子ども本人と話し合って本人の意向を十分把握し、支援計画についての同意を得るとともに、支援について話し合い、実施のための課題を細かく洗い出し計画票に明記する事を期待する。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
・自立支援計画はチャイルドケアシステムに載せられ、職員は担当の子どもだけでなく、全員の自立支援計画（支援上の課題・支援目標・支援内容方法・評価）がすぐに見られるようになっている。 ・自立支援計画の緊急の変更についても施設長をはじめ、関係職員が同じデータを見ながら話し合いを進めている。 ・施設長・副施設長・総括は子ども1人ひとりの自立支援計画と、毎日の日誌(電子記録)をパソコンで確認している。また毎日の日誌から項目を絞った情報検索も出来、リアルタイムで対応が可能な仕組みが出来ている。（重要な書類には電子サイン欄がある。） ・毎日の日誌(電子ファイル)によりデータベースを蓄積するシステムを導入して今年1年目である。このデータベースの活用により支援の質の向上につなげることを期待する。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】		
・当施設が定めた記録様式であるチャイルドノートは、養護施設の業務に適したソフトであり、応用範囲も広く、当施設の総務部門もその開発に携わってきた。 ・職員は日々のデータ入力をはじめ、ソフト活用方法全般について研修を受け、全職員が業務全般にわたって活用できている。データ入力・閲覧のためのパソコンはユニット毎に設置され、出勤した職員はすぐにパソコンを起動し最新のデータに必ず目を通している。子どもの生活の経過記録、各種会議録、子どもの通院記録など、必要事項は必ず入力し、最新データを共有している。 ・チャイルドノートのデータベースの有効活用により、支援の質の向上につなげることを期待する。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
・「個人情報保護規定」を定め責任者を施設長としている。 ・就業規則にも職員が秘密保持として遵守すべき事項について、管理すべき情報の種類、IT機器やSNSの使用上の注意等について細かく定められている。 ・記録の管理は児童福祉施設事務必携を参照とする旨が定められている。これに基づくマニュアルを整備し、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄を文書に明記し、職員全員に周知されることを望む。		

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ・児童処遇に関する規定に子どもの権利擁護、人権侵害事案の発生後の流れ、子どもの特性についての取組が記載され、被措置児童等虐待対応ガイドラインと共に全職員に周知している。 ・当施設の内部研修で外部講師を招き、「社会的養護を必要とする子どもの権利擁護のための新たな仕組みとアドボカシー」をテーマとした全職員対象の研修会を実施している。 ・職員と子ども達が共にCAPプロジェクトに取り組み、子どもは「安心して」「自信をもって」「自由に」生きる、という3つの権利を持っていること、大人は子どもの発言発信を傾聴し、守ってあげることが大切であることをOJTの中で学んでいる。 ・当施設はオールユニット化になり5年が経過し、家庭的養育がすっかり日常化し、子ども一人ひとりの生活が把握しやすく、職員とのコミュニケーションが良好な状態が続いている。 ・施設長は当法人設立の歴史的経緯から仏教寺院の住職を兼務しているが、仏教行事が子ども達の思想・信条や日常生活に影響を及ぼすことは無い。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 ・子ども達は入所時に子ども家庭センターにて権利擁護の説明を受け、権利ノートの配布を受けている。毎日の生活のさまざまな場面で職員と話し合い、権利への理解を深めている。 ・外部研修としての「権利ノート研修会」を受講し、その内容を中心に当施設でも伝達研修を行っている。 ・職員と子ども達が共にCAPプロジェクトに取り組み、子どもたちには安心・自信・自由の権利があること、信頼できる人に相談したり力を借りたりしてもいいこと、状況は変えられることを学んでいる。 ・各ユニットは年齢縦割りになっており、日々のチームとしての養育の中で、子ども一人ひとりが大切な存在である事、他の子どもへの思いやりが円滑な共同生活となることを学んでいる。 ・施設内研修会に外部講師を招き「アドボカシー研修会」を実施している。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ・小学校では3年生になると「これまでのわたし これからのわたし～自分についてしらべよう～」の授業がある。 ・ライフストーリーワークの実施について、生き立ちを振り返る際には1人ひとりの成長に合わせ、子ども自身が家庭について知りたいと感じたり、不安を抱えているタイミング等を見定め、子ども家庭センターの担当職員と話し合いの時期や方法などを相談している。 ・保護者や子ども家庭センターなどから今までの生き立ちについて聞き取りをし、子どもの気持ちを推し量りながら、一人ひとりの生き立ちの整理記録（例えば「〇〇くんが、かっこいいにいさんになるためのお話」ファイル）を子どもと一緒に作っている。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】	

- ・就業規則の服務規律の項にセクシャルハラスメントに関する規定を設けるとともに、児童処遇に関する規定に不適切な関わりに対する具体例の記載と人権侵害事案発生後の流れを明記している。
- ・ユニットの各部屋は個室である。プライバシーを確保しながら通常はドアを開けておき、生活場面で目が行き届きやすいような配慮をしている。
- ・施設内の死角を調べ一覧表にまとめ、職員の危機意識を促している。
- ・年齢に合った性教育資料の作成や、子どもへの暴力防止のためのCAP研修会の実施をし、生と性の教育を行っている。ワークショップ子どものアンケートでは「嫌な事への対処を未来になってもしっかり思い出す」等と受け止めている。
- ・当施設の1階フロアに第三者委員の氏名と相談窓口の掲示を行っている。また子どもが持っている「権利ノート」の巻末には通告するための葉書が閉じてあることを伝えている

(5) 支援の継続性とアフターケア

- ① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

b

【コメント】

- ・入所前の子どもに「アドミッションケアから援助計画」をもとに子ども家庭センターと話し合い、入所理由・援助計画・成育歴・家庭環境の把握に努めている。
- ・入所時には当直職員が受け入れ対応に立ち合い施設案内・児童紹介などを行い、夜の心細さを少しでも軽減するように心掛けている。
- ・幼児には入所前に馴染み保育をし、好みのキャラクターを張った自分のおもちゃ箱を用意して不安を和らげるようにしている。
- ・措置変更の際には子ども家庭センターの担当職員と協議している。措置変更後は関係施設との情報の共有や、家庭への連絡をする家庭支援相談員の配置をしているが、今まで対応してきた職員が継続してケアに当たることもある。
- ・家庭支援専門相談員は子どもの養育・支援業務にあたる職員を兼務している。今後さらに家庭支援相談員の専門体制を確立して、より機能的に支援できる体制充実をはかる事を期待する。

- ② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

- ・高校生になると将来の自立に向けて大きな環境の変化にも対応できるように一人暮らしの練習や社会のルール・金銭管理などのリービングケアを始めることとしている。
- ・家庭引き取り後も状況に応じて電話連絡・家庭訪問を繰り返し、子ども見守り課への連絡など相談協力関係を続けている。
- ・当施設を退所した子どもが新たに入居したグループホームへの訪問相談や、就労先や居住先からの連絡に応じ、トラブル対応のアドバイスや通院支援など継続したアフターケアを行っている。
- ・施設長が住職を兼務する仏教寺院がすぐ近くにあるので、職員より年齢の高い退所者が施設長を訪ねて仏教寺院を訪問するなど、アフターケアのバリエーションも豊富である。
- ・今後、アフターケアの充実の社会的要請がますます高くなることが想定されており、退所者の交流の場づくりなど体制を整えていくことを期待する。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

- ① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

a

【コメント】

- ・職員は「河内会」(河内地区児童福祉施設連盟で組織)が実施する「新任職員研修会」や児童施設課程基礎コース等を受講し、知識を積み重ね、先輩からOJT(ジョブサポーター制度)を受けている。
- ・当施設の内部研修会で外部講師を招き「愛着障がいと障がい受容について」を実施している。
- ・入所時の子ども家庭センターとの話し合いにより得られた情報を施設内の個別ファイルで共有化し、子どもに行動上の問題等があった場合の職員会議での解決策検討に活かされている。
- ・アンケートによると、「施設の大人たちから、あなたは大切にされていますか」=96%、「ここでの暮らしはあなたのプライバシーは守られていますか」=92%、の結果が示されており、子ども達と職員の良い関係が窺える。

- ② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

- ・生活しやすい環境、安定した衣食住、明るい学園を養育理念とし小規模グループケアを実施している。幼児以外は全室個室で、年齢の枠を超えた縦割りのグループになっている。
- ・子どもとのコミュニケーションの場として個室で1対1になれる事、またコミュニケーションの時間も生活時間帯のずれを利用して小学生（日中）・高校生（夜）と、個別に十分な時間が取れる状況で、子どもの満足度は高い。
- ・ユニットケアの特性を活かし、行事や子どもの要求が把握しやすく、支出費用の捻出も職員の裁量の幅が広いため、子どもの欲求への柔軟な対応が来ている。また、対人関係の確立が難しい子ども達の欲求対応策として、子どもと共に職員と1対1での外出行事も実施した。
- ・夜間は同フロアの2ユニットに1人宿直の体制を採り、子どもに安心感を与えている。

③

A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

a

【コメント】

- ・日課スケジュールはゆとりのある時間帯を設置し、例えば食事は子ども達が自ら集まったところで食べ始め、後から食卓に着く子どももいるなど、柔軟な対応を行っている。
- ・一人ひとりの目標を立て「頑張張り表」にシールや○を書き入れて、時にはお菓子のご褒美も組み込んだりして達成感を得るようにしている。
- ・アンケートにも「職員からよく褒められる」と書かれている。子どもの笑顔が次の目標達成につながっている。
- ・職員配置にも配慮し、職員は子ども達一人ひとりからじっくりと意見を聞くことが出来る体制を整えている。

④

A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

- ・幼児は園内で設定保育を行っている。また2年保育の幼稚園に行く子もいる。中庭には低学年・幼児用の遊び遊具を設置している。中庭でのボール遊びを禁止しているが、ガラスが割れるから駄目、との理由を子ども達に丁寧に説明している。
- ・学校や地域の運動クラブに参加している。
- ・施設は歩いて数分の所に市立図書館やラグビー場に併設された広大な公園が有る豊かな環境の中にある。
- ・地域の自治会から子どもの学びや遊びに関する情報を得ている。学習・遊びのボランティアも受け入れているが、コロナ感染症の影響が残り十分な活用がなされていない。子どものためにどんな活用方法が有るのかなどの話し合いを期待する。

⑤

A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

- ・外出や年間行事は、子ども達が生活技術や社会性を身に付け、日常生活を維持するための学びの機会と捉えている。
- ・「2ユニット合同外出行事」ではキッザニア甲子園に出かけ、子ども達は様々な仕事の大切さ・難しさを実感した。外出時には交通ルールや社会秩序を学ぶ機会とする等、社会生活を学ぶ体験をしている。
- ・問題の解決には子どもへの理解を図るための話し合いを大切にし、納得する事を第一に考えている。
- ・高校生には携帯電話を所持することを許可している。携帯電話を持つ時点でSNSの使い方の勉強をし、子どもの理解のもと「スマートフォン所持に関する誓約書」を交わしている。

(2) 食生活

①

A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

- ・小規模多機能ユニットでは、子ども達が買い物から調理まで一貫した食事作りに参加し、お菓子作りを考え、お弁当も作っている。
- ・本体施設は5ユニットで構成され、ユニット毎に独立したケアを実施しているが、食事は1階の厨房で作られ各ユニットに運ばれている。各ユニットには簡単な台所の設備があり、ごはんを炊いたり温めたり追加調理を行っている。お菓子作りなどを計画する事もあるが、基本的には職員が台所に立ち子どもは配膳された食事を食べている。高校生は自立に向けて自分で調理する実習も採り入れている。
- ・食育講座で、幼小対象に「食事マナー&箸の使い方」を実施している。
- ・調査時に子ども達と一緒に昼食をした時に子ども達が職員と一緒に囑託を囲んで和やかな雰囲気の中で、学校の事、クラブの事、友達の事など自然な会話をする姿が見られた。
- ・給食会議を実施し、アレルギーへの配慮がされている。子どもの意見を入れ、嗜好調査もされており、日々の食事の中で把握できた子どもの嗜好を日誌(電子記録)に記録することも行われていた。
- ・職員全員対象に「食育 食事マナー」の研修と動画配信「食中毒の正しい知識と衛生管理について学ぶ」を実施している。

(3) 衣生活

- ① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

- ・子ども達の身なりは清潔で、幼少期は職員と近くのマーケットに出かけて好きなキャラクターを選んだり、高学年以上は自分の好みで衣料・下着の買い物をしている。
- ・季節の服は自室で管理している。アイロンはフロアに出していないが、繕い物などは日常生活の中で行っている。
- ・調査時は、学校から帰ってきた子どもが、着替えを済ませ私服に着替えて食事に出てくる自然な姿が見られた。

(4) 住生活

- ① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

- ・オールユニット化になり、幼児以外は全員個室が与えられているが、各室とも服の脱ぎ捨ては無くハンガーに綺麗に掛けられており、整理・整頓・清潔が保たれていた。
- ・自室には自分自身の賞状・漫画・フィギュア・ぬいぐるみ等が飾られ、机と本箱には学校の道具があった。
- ・子ども達は朝起きたらベッドの布団をたたむなど、整理・整頓の習慣づけについてユニット独自で工夫している。
- ・学期末毎に子ども達全員が参加して当施設の大掃除をする日を作っている。

(5) 健康と安全

- ① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

- ・月に一度身体測定をし、健康のパロメーターとしている。
- ・幼児は年2回、学童は年1回囑託医による健康診断を受診し、個人ファイルに健康記録を綴じている。
- ・持病のある子どもには継続した通院支援(大阪精神医療センター、大阪発達医療センター等)を行い、大阪市立総合医療センターの言語療法科に通院している子どももいる。各ユニット毎に薬剤の管理をしている。
- ・施設内で全職員を対象に、外部から医師を講師として呼び、医療関係(今年度は12月)の研修をしている。

(6) 性に関する教育

- ① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

・体のノート～大人になるという事～、体の大事なルールについて冊子を用意し、様々な生・性の知識について教えている。 ・絵本「だいじなあなたへ ～からだをだいじにする～」等を通し、「良いタッチ」「悪いタッチ」を区別し、悪いタッチをされたときの対処法について伝え、自分の体と心・相手の体と心について学んでいる。 ・生に関する学習の実施後、チェックリストを利用して子どもの自覚を促している。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。		a
【コメント】		
・現在、当施設では暴力や不適応な事例は日常的には発生していないが、過去の事例を参考に必ず複数対応を行うようにしている。職員が一人で悩まないよう情報の共有に努めている。 ・暴力には至らないが問題が発生した場合は、まず個室にてクールダウンさせたうえで子どもの気持ちを聴き取り、子ども家庭センターや児童精神科医とも協議し、早期の問題解決を図っている。 ・アンケートの施設の暮らしと職員の対応についての質問項目にも、子ども達は80%を超える肯定的な回答をしている。		
② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		a
【コメント】		
・生活グループの構成について、各ユニットの子どもの配置に関しては、施設長・副施設長・総括・主任・リーダーも交えて、子ども達の関係性を理解した職員で精査して決めている。 ・支援学級や支援学校に通う子どもも多数いるため、差別やいじめが起きないように配慮し、他の子ども達への障がいへの理解を促している。 ・子ども間での性問題が起きないように、他の子どもへの距離感や身体的特徴など、性についての学習を行っている。 ・職員も子ども達の距離感や接触に対して常に注意深く見守り、子ども家庭センターの担当者とは連絡を欠かさず、問題が起きないように努めている。		
(8) 心理的ケア		
① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。		b
【コメント】		
・入所時に心理的ケアの必要な子どもに対して、週1回、臨床心理士による心理セラピーやカウンセリングを実施している。心理セラピー・カウンセリングの結果は職員会議等で共有し、自立支援計画にも記録している。 ・虐待などで入所時に心に傷を負っている子どもには、子ども家庭センターの担当や心理士にも相談をし、心理教育やトラウマフォーカス認知行動療法（子どものトラウマに焦点化した認知行動療法）を受けさせている。 ・職員に対して施設長・副施設長・総括がスーパービジョンの役割を担っているが、外部の心理専門家のスーパービジョンを受けるなど、職員の心の安定につながるような取組を望む。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。		a
【コメント】		
・小学校教員である学習ボランティアが、長年にわたり学習指導に関わり、子どもの希望を取り入れて学習塾に通わせている。 ・子ども達が通う小学校の各学年毎に2名の先生と管理職の先生を招き、当施設からは施設長、副施設長、総括、総務と各ユニットから2名ずつの合計30名で交流会を持ち、「花園精舎の現状並びに今後の課題について」をスライドを使って説明している。その後、低学年・中学年・高学年に別れてグループ討議をし、情報交換と協力要請をしている。 ・小学校の校門と当施設の玄関は隣り合わせで、校庭は当施設の園庭と壁1つで隣合わせの位置関係にある。 ・障がいのある子ども達のうち、特別支援学級は隣の小学校と、特別支援学校は地域の学校と、それぞれ協力関係を築いている。		

	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 ・中学生・高校生の進路については、進学先のホームページを見る、資料を取り揃えて学校説明会に参加する、教育機関の模擬テストを受け学力を確認する等、受験への意識を高め、自己決定の出来るような支援をしている。 ・子どもの通う学校での進路に関する三者懇談には当施設からも出席し、一人ひとりに合わせた最善の選択を支援出来るよう努めている。 ・大学に進学して専門資格取得を目指す高校3年生に対し、日本学生支援機構の奨学金受給申請の手続を支援したこともある。 ・高校卒業で当施設を退所する場合には措置延長も出来ることを伝え、卒業後のアフターケアのしくみがあることも伝えている。		
	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】 ・自立に向けた資金作りや、社会経験を積むためのアルバイトを奨励している。 ・職員は子どもが社会のルール・マナーから逸脱した行動をとらないよう適切なアドバイスをするよう努めている。 ・職場実習に際しては子ども任せにせず、職員もできる限り支援するよう心がけている。精神的支援にも努め、話を聞いたり、挫けそうな時に背中を押し最後まであきらめず頑張れるよう支えている。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 ・家族との関りのある子どもには、子どもの意見を聴き取り、状況を把握して、子ども家庭センターと連携をし、家族との関係作りに面会・外出・帰宅を採り入れている。 ・中高生は学校での定期テストの結果や進路の意向について、保護者へも報告し、普段の頑張りも伝えて家族関係の修復に努めている。一時帰宅の時には、施設に戻った時の様子や、身体チェックをし、何らかの変化が無いが詳細に聴き取りをしている。 ・家族関係の修復が出来るように、子どもに変化が有るかどうかを注意深く見守っている。		
(11) 親子関係の再構築支援		
	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 ・親子関係の再構築が可能と考えられるケースについては、子ども家庭センターの担当者と密接な協議を通じ、面会・外出・帰宅を定期的に行い、家庭引き取りにつながるよう努めている。 ・当施設内の親子訓練室を活用して、家族と一緒に食事を摂ったり遊んだりする時間を設け家族修復の支援に努めている。 ・家庭支援専門相談員2名が経験を積み重ねているが、まだまだ家庭引き取りについては経験則で対応している側面も多く、家庭引き取りについての今までの経験・ノウハウの標準化・共有化につながるマニュアルの整備を期待する。		